

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 12 日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 福 山 雄 太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 26 日から 令和 7 年 7 月 3 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 10 日 午前 9 時 30 分 場 所 宮崎地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 24 日 午前 9 時 50 分 場 所 宮崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 6 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	4,389,000 3,511,200	一括	877,800	0	0
1	46,000				
2	3,426,000				
3	917,000				

物 件 目 録

1 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下

地 番 1 1 1 番 1 0

地 目 宅地

地 積 7. 9 4 平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部雑種地

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下

地 番 1 4 0 番 2

地 目 宅地

地 積 4 7 0. 7 3 平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部雑種地

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

3 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下1 4 0 番地2、1 1 1 番地
1 0

家屋 番号 1 4 0 番 2

種 類 居宅

構 造 木造セメントかわらぶき平家建

床 面 積 8 2. 1 2 平方メートル

物 件 目 録

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 25 日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 柿 本 聡 至

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

物件番号 1, 2 は一体となった土地で、南東側及び南側のブロック積み部分を除き、隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありません。また、

記載されている事実や判断も要点のみの簡素なものですので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。また、B I T（不動産競売物件情報サイト）の「お知らせ」ページからダウンロードが可能です。

物 件 目 録

1 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下

地 番 1 1 1 番 1 0

地 目 宅地

地 積 7. 9 4 平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部雑種地

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下

地 番 1 4 0 番 2

地 目 宅地

地 積 4 7 0. 7 3 平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部雑種地

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下 1 4 0 番地 2、1 1 1 番地
1 0

家屋 番号 1 4 0 番 2

種 類 居宅

構 造 木造セメントかわらぶき平家建

床 面 積 8 2. 1 2 平方メートル

物 件 目 録

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

令和6年(ケ)第83号

令和7年2月6日受理

令和7年3月11日提出

現況調査報告書

宮崎地方裁判所

執行官 長 友善彦 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下
地 番 1 1 1 番 1 0
地 目 宅地
地 積 7. 9 4 平方メートル
共有者 A 持ち分 2 分の 1
共有者 B 持ち分 2 分の 1
- 2 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下
地 番 1 4 0 番 2
地 目 宅地
地 積 4 7 0. 7 3 平方メートル
共有者 A 持ち分 2 分の 1
共有者 B 持ち分 2 分の 1
- 3 所 在 宮崎市清武町木原字尾ノ下 1 4 0 番地 2, 1 1 1 番地 1 0
家屋番号 1 4 0 番 2
種 類 居宅
構 造 木造セメントかわらぶき平家建
床 面 積 8 2. 1 2 平方メートル
共有者 A 持ち分 2 分の 1
共有者 B 持ち分 2 分の 1

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ E・F（債務者らの親族）	1 目的建物物件3内で、目的物件の前所有者Gが孤独死していました。
執行官の意見 1 目的土地物件1及び同2は一体となった土地で、おおよそ南側半分が雑種地で（写真①，③），北側半分の宅地部分には目的建物物件3が存する（写真①）。 2 目的土地物件1及び同2の筆界は不明確で、一体となった周囲の境界は、南東側及び南側のブロック積み部分を除き、不明確で協議を要する。 西側及び北側並びに北東側部分は、一部にブロック積み及び金属（境界）プレートの存在も確認できたが、草木が深い上、多数の廃棄物等が堆積されるなどしており（写真①，④，⑥～⑧，⑬，⑭）すべての境界をを現認することはできなかった。 3 目的土地とその西側に存する県道とは約2mの高低差があり、県道から目的土地への出入りには、一体となった目的土地の南西側に侵入通路（スロープ）が設けてある（写真①，③）。 4 目的建物物件3は、内部に大量のゴミや廃棄物等が堆積するなどしており、不具合等につき十分確認できなかったが、内外に経年の劣化や汚損が著しく、南東側洋室の天井はシミの跡が認められ（写真⑭），床は複数の箇所で軋みを感じた。 なお、債務者らの親族等によると、目的建物物件3内で目的物件の前所有者Gが孤独死していたとの陳述を得たが、それによる物件の損傷及び腐臭等は特に認められなかった。 5 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から2枚目記載のとおり認めた。 なお、目的物件内に債務者らが、相続財産等の家財道具等を残置している。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 日 時	調査の場所	調 査 の 方 法
☒ R7.2.12 (水) 12:00 ~ 12:10 (10)	宮崎/法務局	登記簿徴求 (底地調査を含む)
☒ R7.2.12 (水) ~ ()	宮崎市役所	建物図面交付依頼
☒ R7.2.12 (水) 13:00 ~ 13:30 (30)	物件所在地	現場所確認, 全戸不在 (不在通知差置), 写真撮影
☒ R7.2.18 (火) 14:05 ~ 14:30 (25)	物件所在地	占有調査, 写真撮影等
☒ R7.2.21 (金) 13:30 ~ 14:30 (60)	物件所在地	立入調査 (評価人同行, C立会), 写真撮影
☒ R7.2.27 (木) 16:40 ~ 16:50 (10)	電話聴取 (当庁)	Eから物件の瑕疵について聴取
☒ R7.3.4 (火) 9:00 ~ 9:10 (10)	電話聴取 (携帯)	Fから物件の瑕疵について聴取
☐ ~ ()		
☐ ~ ()		
☐ ~ ()		
☐ ~ ()		
☐ ~ ()		
☐ ~ ()		

(調査時間合計) 145 分

* 下記の中で該当する項目の□にチェックをする

☒ 令和7年2月21日

a 立会人 C を立ち会わせた上, 解錠技術者 D に解錠させて立入調査した。

☐

b 物件所在地は不在で施錠されていることが予測されたので, 解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。

☐

c 休日・夜間執行許可書の提示をした。

☐

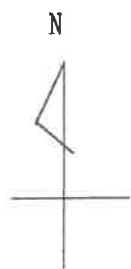
d 立会人 を立ち会わせた上, 立入調査した。

☐

e 立会人 を立ち会わせた上, 管理会社 に鍵を借り解錠して立入調査した。

公 図

1 108-2



土地区画閉-2

140-2
(2)

111-10
(1)

140-5

140-4

139-2

137

111-1

111

138-2

131-1

130-1

131-2

131-3

129

125-2

125-3

126

124

124-3

宮崎地方法務局
『公図』

土地建物位置関係図

写真撮影位置・方向○→

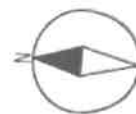
4



※この図面は土地、建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等を確定するものではありません。

間 取 図

写真撮影位置・方向○→



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤

目的建物物件 3



写真⑥

目的建物物件 3



写真⑦

※ 目的土地物件 2 の北東角付近の状況

目的建物物件 3



写真⑧

目的建物物件 3



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰

※ 下屋の破損の状況



写真⑱

目的建物物件 3



ブロック積み

写真⑲



水路

BIT

令和 6 年 (ケ) 第 83 号
令和 7 年 2 月 21 日 現地調査
令和 7 年 3 月 17 日 評価
現況調査担当 長友 善彦 執行官

宮崎地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
中 武 誠

第1 評価額

一括価格	
金 6, 269, 000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 65, 000円
物件2 (土地)	金 4, 894, 000円
物件3 (建物)	金 1, 310, 000円

- 1 一括価格は、物件1ないし3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	宮崎市清武町木原字尾ノ下 1 1 1 番 1 0 宅地 7. 9 4 m ²	特記事項欄参照のこと
2	所 在 地 番 地 目 地 積	宮崎市清武町木原字尾ノ下 1 4 0 番 2 宅地 4 7 0. 7 3 m ²	特記事項欄参照のこと
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	宮崎市清武町木原字尾ノ下 1 4 0 番地 2、1 1 1 番地 1 0 1 4 0 番 2 居宅 木造セメントかわらぶき平家建 8 2. 1 2 m ²	ほぼ登記記載のとおり
特 記 事 項			
※現況地目について 物件 1 と 2 は一体となった画地で、南側の一部は家庭菜園等として利用されてきた形跡があることから、現況地目については宅地一部雑種地と判定した。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2一体）

位 置 ・ 交 通	J R日豊本線「清武」駅の南東方・直線距離約930m 宮崎交通「尾の下」停留所の南西方・道路距離約140m	
付 近 の 状 況	近隣は宮崎市清武総合支所の東南東方約700m（直線距離）、清武川に架かる上使橋の北詰め付近に位置する県道宮崎北郷線沿いの住宅地域である。付近の土地利用は安定しており、現状維持で推移するものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他	市街化区域 第二種住居地域 60% 200% — （立地適正化計画）居住誘導区域内
画 地 条 件	間 口：約3.5m～4m（南西角のスロープ部分） 奥 行：平均約17m 形 状：やや不整形 境 界：南東側及び南側のブロック積部分は概ね確認できるが、それ以外 は不明確で要協議。	
接面道路の状況	西側 幅員約11.5m 舗装県道宮崎北郷線 なお、北側には幅約2mの新町遊歩道があるが、宮崎市建築行政課によると 建築基準法上の道路には該当しない。	
土地の利用状況等	物件1・2が一体となった画地で、南側の一部は家庭菜園等として利用されてきた形跡がある。また、敷地の北側及び北東側部分には多数の廃棄物が野積みされている。 本土地は全体的に西側県道より2m程度低い位置にあるため、県道からの出入りには南西角に設けられた侵入通路（スロープ）を利用している。 それらの詳細については「現況調査報告書」記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり（宮崎市上下水道局によると、接面する県道の西側歩道付近に敷設された本管から、南側の隣接地権者と共有する給水管で本土地まで引き込まれている） 下 水 道：未接続（宮崎市上下水道局によると、公共下水道の処理区域内であるが、まだ接続されていない） 都市ガス：なし	
災害等の危険性	国土交通省重ねるハザードマップ（評価時点）によると、 洪水ハザード：想定浸水深0.5m～3.0m 津波ハザード、高潮ハザード：特になし 宮崎県土砂災害警戒区域等マップ（評価時点）によると、 土砂災害警戒区域等：特になし	
埋蔵文化財の有無 及びその状態	宮崎市教育委員会文化財課によると、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていない。	
土壌汚染の有無 及びその状態	登記記録や過去の住宅地図等による調査の結果、土壌汚染の端緒は確認できない。	
特 記 事 項	※宮崎市都市計画課及び宮崎土木事務所道路建設担当によると、本土地の西側を通る県道との境界付近から約5mの範囲は、都市計画道路新町停車場線の拡幅の計画線の中に入っている。そのため、当該範囲内で建築物を建築する際には県知事の許可が必要であり、都市計画法第54条で定められている基準を満たさなければならない。その詳細については宮崎土木事務所道路建設担当に確認すること。なお、同担当によると、当該拡幅の事業化の見通しは立っていない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	居宅
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和58年月日不詳新築 経過年数：約42年 経済的残存耐用年数：－
仕 様	構 造：木造平家建 屋 根：セメント瓦 外 装：サイディング 内 装：ビニールクロス、プリント合板ほか 天 井：張天井、ボードほか 床：タタミ、フローリングほか 設 備：－
床面積（現況）	ほぼ登記記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：後添「間取図」参照のこと。なお、建物内部には大量のゴミや廃棄物が山積みされており、仕様や設備、建具の不具合等を詳細に確認することはできなかった。
品 等	総 合：劣る 使用資材：劣る 施 工：劣る
保守管理の状態	老朽化顕著 天井板にはシミの跡があるほか、床板には軋み等が確認された。
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特 記 事 項	※「現況調査報告書」記載のとおり、本建物の前所有者が孤独死をしていたとの陳述を得たが、それによる本建物内の損傷や腐臭等は特に確認できなかった。 ※対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・2一体）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	32,000	0.81	7.94	0.90	185,000
2	32,000	0.81	470.73	0.90	10,981,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 宮崎－54

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $36,800\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/115 = 32,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正なし

◇地域格差：環境+15%

イ 個別格差：出入口の状況0.90、形状0.90 相乗積0.81

ウ 地 積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
3	180,000	82.12	0.03	443,000

ウ 現価率：経過年数より残価率5%とし、観察減価法（老朽化顕著▲40%）を併用して、下記のとおり現価率を0.03と査定した。

耐用年数に基づく方法 $0.05 \times$ 観察減価法 $(1.00 - 0.40) = 0.03$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	及ぶ範囲 ウ	土地利用権等価格(円) ア×イ×ウ
1	185,000	物件3の 法定地上権 0.35	1.000	65,000
2	10,981,000	物件3の 法定地上権 0.35	0.499 (約 235 m ²)	1,918,000

イ 土地利用権等割合：敷地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	185,000	－) 65,000		0.90	0.60	65,000
2	10,981,000	－) 1,918,000		0.90	0.60	4,894,000
3	443,000	+) 1,983,000	1.00	0.90	0.60	1,310,000
一括価格 (合計)						6,269,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件内に大量のゴミや廃棄物等が放置された老朽化の著しい建物であること、県道沿いの一部が都市計画施設（道路）の予定地内で建築等の制限があることを考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 標準画地価格の査定

地価公示価格 宮崎－54

所 在：宮崎市清武町木原字新町487番3

価 格：36,800円/㎡

位 置：JR清武駅500m

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：248㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：東8.5m県道

用途指定等：第一種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%)

地域の概要：一般住宅のほかにアパートが見られる住宅地域

2 固定資産税価格（令和6年度公課証明書による）

物件1 168,740円

物件2 10,003,953円

物件3 1,053,569円

第7 附属資料

1. 位置図
2. 公図
3. 地積測量図
4. 建物図面
5. 土地建物位置関係図
6. 間取図
7. 写真

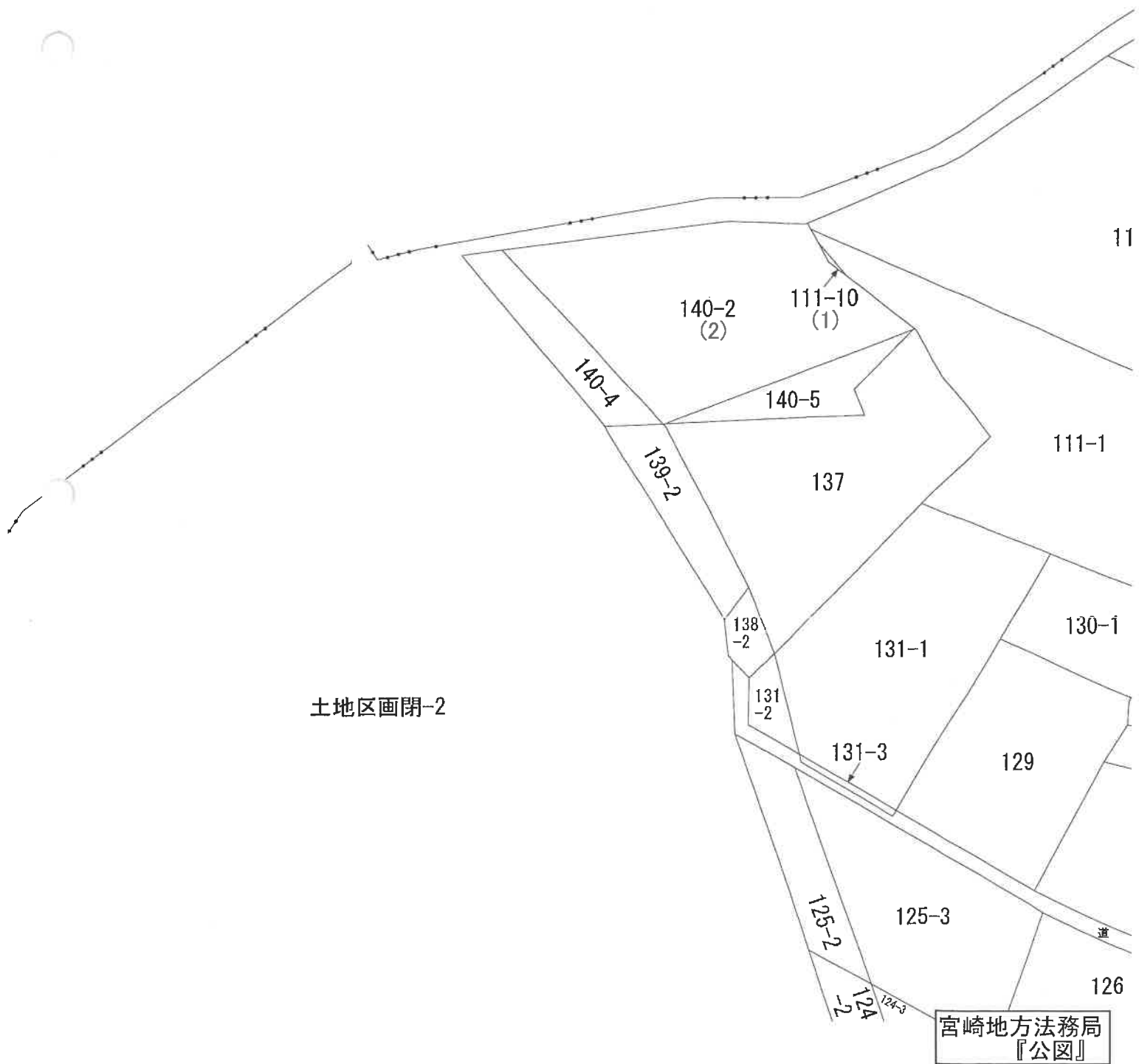
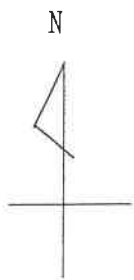
以 上

位置図



公 図

4 108-2



前 111-1 後 新

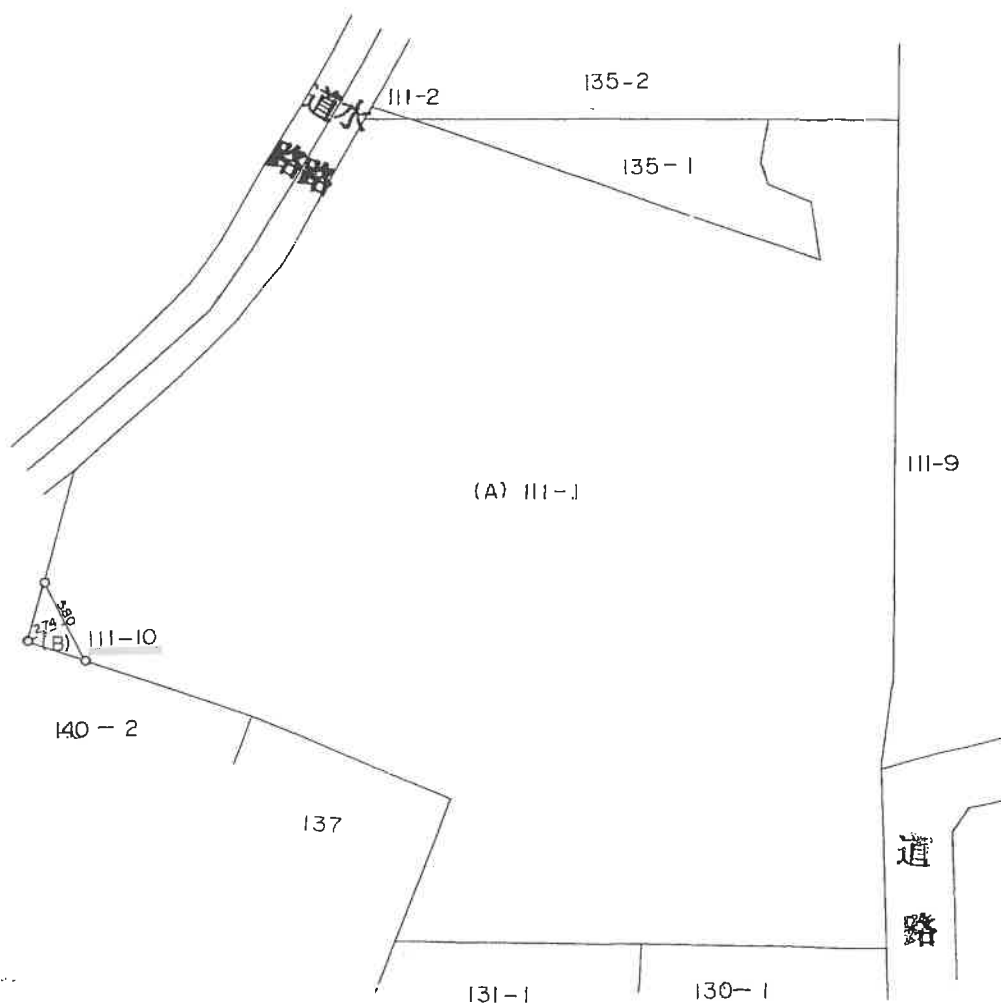
地 番

111-10, -1

地 積 測 量 図

土地の所在

宮崎郡清武町大字木原字尾ノ下



筆界標略号

S...石杭 C...コンクリート杭 P...プラスチック杭 R...金属標 M...刻ミ()

申 請 人

縮尺

1 / 500

宮崎地方法務局
『地積測量図』

昭和五十七年四月九日

登記年月日：昭和57年12月9日

平^昭57年 12月 9 日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

求 積

$$\begin{array}{r} 5.80 \times 2.74 = 15.8920 \\ 7.9460 \end{array}$$

地 積 7.94 m

作 製 者

(宮崎県土地家屋調査士会会員用紙)

目 7 日作製

280031

宮崎地方法務局
『地積測量図』

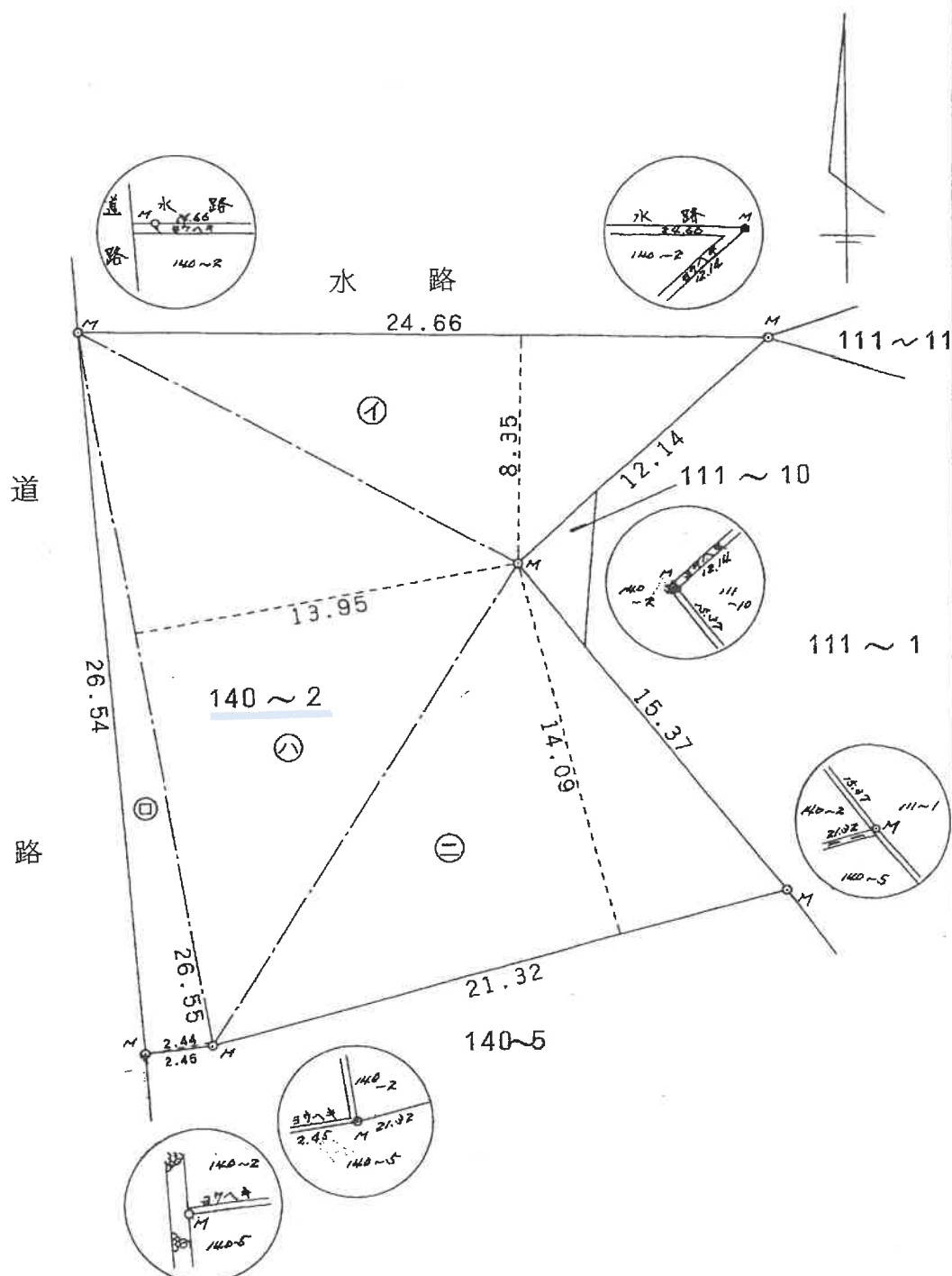
地 積 測 量 図

地 番

140-2

土地の所在

宮崎郡清武町大字木原字尾ノ下



筆界標略号 S…石杭 C…コンクリート杭 P…プラスチック杭 R…金属標 M…刻ミ ()

申請人

縮尺

$$\begin{array}{r} 1 \\ \hline 250 \end{array}$$
宮崎地方法務局
『地積測量図』

登記年月日：昭和63年4月4日

平~~昭~~63年4月4日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

地番 符号	140-2	底辺	高さ	倍面積
イ		24.66	8.35	205.9110
ロ		26.55	2.44	64.7820
ハ		26.55	13.95	370.3725
ニ		21.32	14.09	300.3988
			倍面積	941.4643
			面積	470.73215
			地積	470.73 m ²
			坪数	142.39

(昭和 63 年 3 月 25 日作製)

作製者

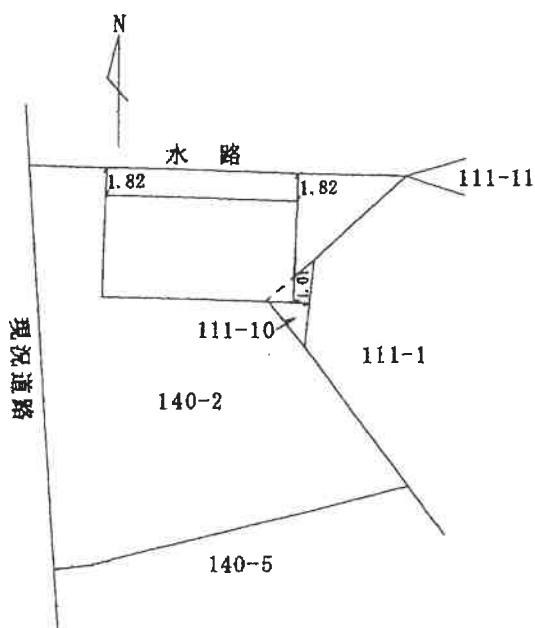
(宮崎県土地家屋調査士会会員用紙)

宮崎地方法務局
『地積測量図』

家屋番号 140番2

建 物 図 面

建物の所在 官崎郡清武町大字木原字尾ノ下 140番地2、111番地10



申請人

縮尺 1/500

(宮崎県土地家屋調査士会会員用紙)

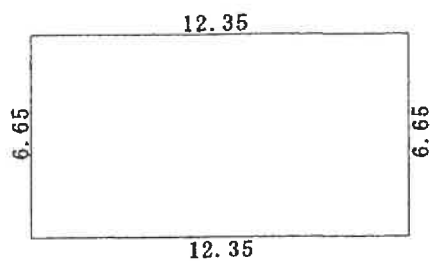
宮崎地方法務局
『建物図面』

登記年月日：平成21年4月1日

令和6年10月23日
宮崎地方法務局
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

各階平面図



$$6.65 \times 12.35 = 82.1275$$

床面積 82.12㎡

(平成21年 3月21日)

作製者

縮尺 1/250

宮崎地方法務局
『建物図面』

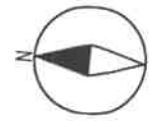
土地建物位置関係図

4



※この図面は土地、建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等を確定するものではありません。

間 取 図



物件3



(北方より)

物件1・2

侵入通路
(スロープ)



(南西方より)

物件1・2



物件3

(南東方より)